

徳島県免税店登録・導入促進補助金交付要綱

(通則)

第1条 一般財団法人徳島県観光協会（以下「協会」という。）が実施する徳島県免税店登録・導入促進補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、徳島県内の免税店の登録・導入経費を支援することにより、県内の消費税免税店舗数の増加を促進し、外国人観光客の消費拡大や利便性向上を図る。

(補助事業者)

第3条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 徳島県内において、消費税法（昭和63年法律第108号）第8条第7項に規定する、輸出物品販売場の許可を得て営業を行っている事業者等であること。
- (2) 徳島県内において、消費税法第8条第7項に規定する、輸出物品販売場の申請をして営業を行っている事業者等であること。

2 ただし、次の各号に該当する団体又は個人は、この要綱に基づく補助金の交付対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っているもの。
- (5) その他、事業目的に照らして補助金を交付することが適切でないと理事長が判断するもの。

(補助対象経費等)

第4条 理事長は、免税店登録・導入のために補助事業者が実施する事業（以下「補助事業」という。）を行うために必要な経費のうち、次の各号に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

- (1) 免税電子手続機器（専用レジ、パスポートリーダー、ソフトウェア等）等の導入経費
- (2) 免税対応に係る通信回線の開設や配線整備
- (3) 免税販売開始のための専用アプリ登録費
- (4) 特殊梱包に必要な段ボール箱や袋
- (5) 免税対応を告知するための経費（ポップや案内看板等）
- (6) その他新規免税店環境整備に必要と認められる経費

2 次の各号に掲げる経費については、補助金の交付対象にしないものとする。

- (1) 補助対象事業に関係のない経費
 - (2) 間接経費（補助金交付申請等の手続に係る申請書作成代行費、各種証明書取得経費、消費税その他の租税公課、送料、交通・宿泊費、収入印紙代、通信費、水道光熱費、振込手数料等）
 - (3) リース・レンタルによる設置機器に係る経費
 - (4) 既存機器の更新にとどまるもの
 - (5) 第8条に定める補助金の交付決定より前に契約、購入したもの
 - (6) その他、理事長が適切ではないと判断する経費
- 3 第1項の規定にかかわらず、国、県及び市町村等の他の補助金の交付を受ける事業については、補助対象事業とはしないものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、上限10万円とし、補助率は2分の1以内とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（補助事業実施期間）

第6条 補助事業の実施期間は、令和8年2月13日までとし、この期間内に第10条に定める実績報告を完了させなければならない。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとするものは、様式第1号による交付申請書及び様式第2号による事業計画書、その他必要な書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、前項の規定により提出を受けた書類に追加して、必要な書類の提出を求めることができる。

（補助金の交付決定）

第8条 理事長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を調査・審査の上、交付すべきと認めたものについて補助金の交付を決定するものとし、その旨を補助事業者へ通知するものとする。

- 2 理事長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

- 3 理事長は、第1項の審査により、交付しないと決定したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（補助事業の内容変更等）

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに様式第3号による事業変更（中止・廃止）承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。（理事長の定める軽微な変更を除く。）
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。（理事長の定める軽微な変更を除く。）
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 前項第1号の理事長の定める軽微な変更は、各経費相互間において、それぞれの経費の配分額の20パーセントの範囲内での変更とする。
- 3 第1項第2号の理事長の定める軽微な変更は、補助金額に変更のないもので、補助事業の目的を変更しない事業計画の細部な変更とする。
- 4 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業完了後30日以内又は第6条に定める補助事業実施期間内のいずれか早い期日までに、様式第4号による補助事業実績報告書を理事長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 理事長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第12条 理事長は、前条に規定する調査等の結果、補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し当該補助事業につき、指定した期日までにこれらに適合させるための措置をとるよう命ずることができる。

2 第10条の規定による実績報告は、前項の命令により必要な措置をした場合についても準用する。

(補助金の請求及び支払)

第13条 補助事業者は、第11条の通知を受けたときは、速やかに様式第5号による請求書を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項による請求書が提出されたときは、速やかに支払うものとする。

(交付決定の取消)

第14条 理事長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき、又は使用しようとしたとき。
- (3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、第3条第2項の各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、補助金交付決定に基づく命令等に違反したとき。
- (5) 第6条の規定による期間内に、第10条の規定による実績報告書の提出がなかったと

き。

(6) その他、法令違反が判明したなど、理事長が補助事業として不適切と判断したとき。

2 前項の規定は、第 11 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

第 15 条 理事長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者が補助金を交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(財産の管理及び処分)

第 16 条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従って、その効果的運用を図らなければならない。

2 補助事業者が、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加額が単価 50 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める資産ごとの耐用年数までに処分しようとするときは、あらかじめ第 6 号様式による財産処分承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(書類の保管)

第 17 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を補助金の交付のあった日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整理保管しておかななければならない。

(徳島県との情報共有)

第 18 条 本事業を円滑に実施するにあたり、必要に応じて、この要綱に定める一切の書類（様式第 1 号から様式第 6 号まで及びその添付書類）について、徳島県と情報を共有することとする。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この運用に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。